

第 3 3 号議案

豊川市保育所条例の一部改正について

豊川市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市保育所条例の一部を改正する条例

豊川市保育所条例（昭和 3 9 年豊川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
別表（第 3 条関係）	別表（第 3 条関係）																
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>豊川市立小坂井中保育園</td><td>(略)</td></tr></table>	名称	位置	(略)		豊川市立小坂井中保育園	(略)	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>豊川市立小坂井中保育園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>豊川市立小坂井北保育園</td><td>豊川市宿町光道寺35番地</td></tr><tr><td>豊川市立音羽保育園</td><td>(略)</td></tr></table>	名称	位置	(略)		豊川市立小坂井中保育園	(略)	豊川市立小坂井北保育園	豊川市宿町光道寺35番地	豊川市立音羽保育園	(略)
名称	位置																
(略)																	
豊川市立小坂井中保育園	(略)																
名称	位置																
(略)																	
豊川市立小坂井中保育園	(略)																
豊川市立小坂井北保育園	豊川市宿町光道寺35番地																
豊川市立音羽保育園	(略)																
備考（略）	備考（略）																

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市立小坂井北保育園の民営化に伴い、当該保育園を廃止する必要があるからである。